

令和 7 年度スポーツ政策調査研究事業
「諸外国及び国内におけるスポーツ行政に関する調査研究」
仕 様 書

令和 7 年 8 月 1 日

スポーツ庁政策課企画調整室

1 事業名

令和7年度スポーツ政策調査研究事業

「諸外国及び国内におけるスポーツ行政に関する調査研究」

2 目的

海外におけるスポーツ振興施策の最近の状況・動向、地方公共団体におけるスポーツ振興施策の状況及び第3期スポーツ基本計画の中間評価を踏まえた新たな測定指標やロジックモデルについて調査研究を実施することにより、次期スポーツ基本計画策定の一助とする。

3 成果物

(1) 調査報告書 1部 (A4版)

報告書は電子媒体 (PDF 及び Microsoft Word 形式や Microsoft Power Point 形式等編集可能なファイル) によって納品すること。

(2) 調査報告書概要 (電子媒体)

報告書の内容をまとめた概要資料を電子媒体 (PDF 及び Microsoft Word 形式や Microsoft Power Point 形式等編集可能なファイル) によって納品すること。内容についてスポーツ庁と打合せを行い、事前に了解を得ること。

4 調査 (委託契約) 期間

契約を締結した日～令和8年3月31日 (火)

5 納入期限

令和8年3月31日 (火) 17時

6 納入場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号中央合同庁舎7号館
スポーツ庁政策課企画調整室 (東館13階)

7 調査内容

(1) 諸外国におけるスポーツ振興施策等に関する調査研究

下記①から⑧に掲げる項目について、その状況を把握するため、データの収集、整理及び分析を行う。

- ① スポーツ担当部署の名称、予算 (分野別内訳を含む)、人員規模
- ② スポーツ振興関連法、関連計画 (アクションプランや類似のものを含む)
- ③ スポーツ振興財源の在り方
- ④ スポーツ振興に関する税制上の優遇措置
- ⑤ 障害者スポーツの担当組織、名称 (必要に応じて地方政府の例を含む)

⑥ 主要スポーツ振興組織

⑦ 国民の運動・スポーツ実施率に関する目標値（「スポーツ」の定義含む。性別や年代別等で定められている場合にはその目標値すべて、設定の根拠含む。）

⑧ スポーツに関する主要指標と調査

※対象国は、例えば、イギリス・フランス・ドイツ・イタリア・アメリカ・カナダ・オーストラリア・韓国・シンガポール・オランダ等、8～10 か国とする。

（２） 第４期スポーツ基本計画策定を見据えた測定指標やロジックモデルの提案

スポーツ庁作成のロジックモデルや第３期スポーツ基本計画の中間評価を踏まえ、第４期スポーツ基本計画策定を見据えた、新たな測定指標やロジックモデルを提案する。

また、以下の点にも留意すること。

- ・スポーツ庁が設置するスポーツ審議会（部会含む）で行われる議論内容も参照するとともに、契約期間中に開催される審議会（部会含む）の運営補助も併せて行うこと

- ・地方自治体において掲げている測定指標や、策定している条例・計画、スポーツ振興財源の状況についても調査すること

（３） その他

調査の実施にあたっては、その詳細な調査項目について事前にスポーツ庁と協議した上で行うこと。また、平成 22 年度「諸外国および国内におけるスポーツ振興施策等に関する調査研究」の調査項目も適宜参照すること。

調査の結果については、最終報告書の提出を待たず、随時スポーツ庁に打合せ又はメール等により共有すること。打合せの際は、その記録を作成し、スポーツ庁に提出すること。

なお、上記（１）については、必要に応じて再委託して実施するものとする。再委託先に求められる要件は、10 応札者に求める要求要件に準ずるものとする。

8 調査方法

ヒアリング調査、訪問調査、文献調査等

9 事業規模

事業規模は、20,000千円（税込み）を上限とする。

10 応札者に求める要求要件

（１） 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「（２）要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「＊」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなく

でも不合格とならない。

- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和7年度スポーツ庁政策課技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 調査業務の実施方針

1-1 調査内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば、その内容に応じて加点する。〕
- * 1-1-2 偏った調査内容となっていないこと。

1-2 調査方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 調査の抽出・分析手法が妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があれば加点する。〕
- * 1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似調査業務の経験

- 2-1-1 過去にスポーツ行政に関する類似の調査を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の調査実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば、その内容に応じて観点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験

- 3-1-1 過去にスポーツ行政に関する類似の調査をした実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 調査内容に関する知識・知見を有していること。
- 3-2-2 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニー認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。（いずれかを応札者が選択するものとする※1）

- 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

1.1 検査

発注者は、受注者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満足されていることを、発注者、受注者双方の立会いのもとで確認したことをもって検査とする。

1.2 守秘義務

受注者は、本業務で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に使用しないこと。

1.3 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

1.4 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事

業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

５－１－１の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「４期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

５－１－２の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「１ 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「Ａ 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、５－１－１の場合は「合計額」と、５－１－２の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は様式別紙第１の１、別紙第１の２の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

1 5 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 6 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 7 その他

- （１）本業務に当たっては、業務の進捗状況等を把握するため、必要に応じ報告を求めることがあるので、求めに応じ、メール、電話等により報告すること。
- （２）この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。